

## Client Alert

30 July 2020

### トランプ大統領、香港自治法に署名

#### 本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
03 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9694  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

2020年7月14日、トランプ大統領は、中華人民共和国政府（以下「中国政府」という）及び外国の金融機関が香港の自治権の侵害に著しく加担した外国人に対して制裁を課すことを定めた香港自治法（以下「香港自治法」という）に署名した。

また、香港自治法署名を発表した記者会見において、トランプ大統領は、1992年の米香港政策法に基づく香港の優遇措置を終了させる大統領令に署名したことも明かした。

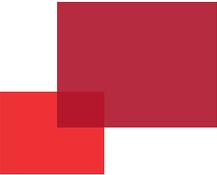
香港自治法は、中国政府が香港に課した新たな国家安全保障法に対する米国の対応の一環であり、ポンペオ国務長官が、2020年5月に議会に対し行った、香港はもはや中国政府から十分に自主的ではなくなり、その優遇措置を正当化することができなくなったとの声明に続くものである。

#### 香港自治法の対象

香港自治法は、(i)「外国人」及び(ii)「外国金融機関」に対して、米国学務長官及び米国財務長官が米国議会に提出する香港自治法に基づき要求される報告書で特定された制裁を規定している。

具体的には、香港自治法は、米国学務長官に対し、米国財務長官と協議の上、中英共同宣言（1984年12月19日に北京で行われた、英国・北アイルランド政府及び香港問題に関する中国人共和国政府の共同宣言）または中国香港特別行政区基本法に基づく中国政府の義務の懈怠に「著しく寄与している、著しく寄与した、または著しく寄与しようとしている」外国人を、香港自治法の制定から90日以内に特定すること（「外国人報告書」）を求めており、香港自治法は、少なくとも年1回、外国人報告書の更新が行われることを予定している。実際には、香港における集会、演説、報道の自由の制限や香港国民の民主的プロセスへの参加を妨げる行動をとるなど、香港の中国政府からの自律性を損なうことに著しく寄与すると判断される外国人を対象としており、「外国人」には米国人ではない個人または団体が含まれる。

これとは別に、香港自治法は、外国人報告書の提出後30日から60日の間に、米国財務長官に対し、「外国人報告書に特定された外国人との重要な取引を故意に行う外国金融機関」を特定する報告書（「外国金融機関報告書」）の提出を義務付けている。「重要な取引」という用語は香港自治法に定義されていないが、米国財務省の外国資産管理局（「OFAC」）は、他の米国の制裁プログラム（例えば、OFAC FAQ 542を参照）において、取引が「重要」であるかどうかを判断する際には、(1)取引の規模、番号、頻度、(2)取引の性質、(3)経営者の意識レベル、および取引が行為パターンの一部であるかどうか、(4)取引と制裁対象者との関連性、(5)取引が法の趣旨に及ぼす



影響、(6) 取引が欺瞞的な慣行を含んでいるか否か、および (7) 財務長官が個別に関連があるとみなすその他の要因等の要素を考慮すべきことを示唆している。

大統領は、外国人又は外国金融機関が外国人報告書又は外国金融機関報告書に記載されることとなった行為を停止し、又は是正するための措置を講じたことと認める場合、又は当該行為が再度行われるおそれがないと認める場合には、当該外国人又は外国金融機関を外国人報告書又は外国金融機関報告書から除外することができる。

### 香港自治法のもとでの制裁措置

香港自治法には、外国人報告書と外国金融機関報告書で特定された当事者に課すことのできる 2 種類の制裁が規定されている。

#### 外国人報告書で特定された外国当事者 (Parties) について

外国当事者が、外国人報告書に掲載された日以後における、当該外国当事者に対する、当該外国当事者が利害関係を有する合衆国管轄の財産の取引の禁止、及び、当該外国当事者が個人である場合、ビザの発給拒否、米国からの招請帰国命令。

これらの制裁は、外国人報告書に記載された外国当事者が 1 年間除外されなかった場合には強制的に課されることとされている。すなわち、事実上、大統領は、外国人報告書に特定された当事者に対して即時に制裁措置を課すことに関して、裁量権を有することを意味する。

#### 外国金融機関報告書で特定された外国金融機関について

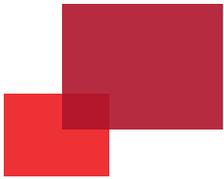
香港自治法は、外国金融機関が外国金融機関報告書に記載された後 1 年以内に、香港自治法に規定された 10 の制裁措置のうち少なくとも 5 の措置を課すことを大統領に要求している（「外国金融機関報告書締約国」）。

外国金融機関が 2 年間外国金融機関報告書に除外されなかった場合、上記 10 の制裁措置はすべて課されなければならない。当該制裁措置とは主に以下のとおりである。(i) 米国金融機関から当該外国金融機関へのローンの禁止、(ii) 米国管轄下にある当該外国金融機関が関与する外貨取引の禁止、(iii) 米国管轄下にある外国金融機関が関与するクレジットまたは支払いの禁止、(iv) 当該外国金融機関が持分を有する財産権の取引の禁止、(v) 輸出、再輸出、および当該外国金融機関への移転に関する制限、(vi) 米国の個人による当該外国金融機関が発行したデッドまたはエクイティ取引に関する制限。

### 香港自治法がビジネスに及ぼす影響

香港自治法は、米国政府の執行部門（以下「米国行政府」という）に、法令の対象となる当事者、すなわち制裁の対象となる当事者を特定する裁量を与える。米国行政府は、中国政府による香港に関する国家安全保障法制に対して、米国行政府は厳しく対応するであろうこと、すなわち香港自治法の積極的な実施を示唆している。

米国人は、外国人報告書および外国金融機関報告書で特定されている当事者に課される制裁を順守することが求められる。このような制裁は、米国人に対し、実体的な法令遵守義務が生じる可能性があるが、米国財務省による



SDN リスト (Specially Designated Persons List) 及び Blocked Person リストに記載されている対象者に適用されるブロック要件は含まれていない。

一般的に、非米国人にとっては、香港自治法の下で制裁対象となった者との取引であっても米国の管轄外の取引は香港自治法の対象とされていないため、同法の下で外国人又は外国金融機関に課せられた制裁を遵守する義務の適用は限定的である。

もっとも、当然のことながら、外国金融機関は、外国金融機関報告書上で特定され、外国人報告書上で特定された当事者と「重要な取引」を行っている限り、制裁対象となり得る。外国金融機関報告書に掲載されている金融機関は実質的に米国の金融システムから除外されることになるため、外国金融機関は、香港自治法の実質的な影響を受けるといえる。

当事務所では、米国の動向と香港と中国政府の対応を引き続き注視していく予定である。